

遊休農地解消対策事業

1 事業実施主体

農地中間管理機構又は市町村

2 事業内容

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構又は市町村が行う、機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

3 事業の対象

(1) 地域計画の区域内のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。

(2) 以下の要件を満たすことが必要です。

ア 本事業の実施年度から翌年度までに機構が農地中間管理権を10年以上設定し、受け手に転貸又は研修事業を実施すること。

イ アにより機構が転貸する相手方は、遊休農地の所有者ではないこと。

ウ 本事業の交付を受けたことのある遊休農地（令和4年度から令和6年度までにおいて遊休農地解消緊急対策事業の交付を受けたことのある遊休農地を含む。）ではないこと。

4 対象となる経費

草刈り，除礫，抜根（ただし，農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。

ただし、「その他必要と認められる経費」については，事前に地方農政局等へ協議することとします。

5 交付単価及び交付額

(1) 交付単価は，10アール当たり43千円を上限とします。

(2) 交付額は，実際に遊休農地の解消に要した経費又は(1)の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。